

Ⅷ 移動支援

1 運賃等の割引を受けるには

(1) JR運賃等の割引

対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方		
JR	次の場合は半額(割引率 50%)となります。		
	対象者	割引対象乗車券類	備考
	第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券(臨時走行時) 定期乗車券	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
	12歳未満の第2種障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます。)	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引適用しません。
	第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	片道の営業kmが100kmを超える場合 (私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含む)
※JR線と私鉄線等他の鉄道会社線をまたがる区間は1枚で発売できる範囲が決められています。 ※障がい者と介護者がご利用になる場合は同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。			
私鉄	しなの鉄道線(篠ノ井～軽井沢間)及び北しなの線(妙高高原～長野間)が割引対象区間です。 第1種障がい者……障がい者本人と介護者が割引対象 第2種障がい者……障がい者本人のみが割引対象 その他の民間鉄道については、各駅の乗車券発売窓口でお問い合わせください。		
手続	みどりの窓口で手帳を提示し、口頭または申込書をもって割引乗車券を購入して下さい。大人の第1種障がい者及びその介護者が片道100km以内の普通片道乗車券を購入する場合は、自動券売機で購入した小児用乗車券で乗車できます。ただし、改札の際に手帳の提示が必要です。		
窓口	各駅の乗車券販売窓口		

(2) 千曲市循環バス無料乗車券

内容	身体障がい者などの交通手段の確保を図るため、無料乗車券を交付します。 *市外のバスについては各会社へお問い合わせください。
対象者	千曲市在住で身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 特定疾患調査研究事業の対象疾患患者及び慢性関節リウマチ患者で医療給付者証所持者 遠距離通学の児童・生徒 (介助が必要な利用者の場合は、原則として1名が介助者として無料で同乗することができます。) *65歳以上(手帳等なし)の方には、市役所 総合政策課にて割引乗車券の申請ができます。
手続に必要なもの	上記の欄の各種手帳及び各種医療給付者証
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1271)

(3) タクシー運賃の割引

タクシー利用注意事項

下記の制度「①タクシー運賃 10%割引」と「② タクシー利用料金助成回数券」を併用できるかどうかは、タクシー会社によって異なります。乗車時に確認して利用してください。

① タクシー運賃 10%割引

内容	タクシーの運賃が 10%割引になります。乗車時、運転者に障害者手帳を提示してください。事業所によって取り扱いが異なる場合がありますので各タクシー会社へお問い合わせください。
窓口	各タクシー会社(乗車時に確認してください。)

② タクシー利用料金助成回数券

内容	市内在住の重度障がい者を対象に、1回の乗車につき上限 650 円分の助成回数券、月 2 枚分(年間 24 枚)を交付します。相乗りする場合も対象者が乗車する区間は割引対象です。				
対象者	次の表に該当する手帳所持の方				
	身体障害者手帳	視覚 内部 ・心臓・腎臓・肝臓 ・呼吸器 ・ぼうこう ・直腸・小腸	1 級	療育手帳 精神障害者 保健福祉手帳	A1・A2 1 級
		下肢 体幹	1・2・ 3 級	難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・特定疾病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等医療受給者証 の交付を受けている方
	腎臓	慢性腎炎のため病院等に通院し、人工透析を受けている方			
手続に必要なもの	① 障害者手帳 ② 各種医療受給者証				
利用範囲	更埴観光タクシー・畑山ハイヤー・シンリク観光・ケーエムユー の 4 社				
注意事項	時間制運賃、高速料金、駐車料金は割引対象になりません。障がい者本人及び生計同一者が自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方は、年間 4 枚の交付となります。				
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係(内線 1271)				

2 車いす移送自動車・寝たきり移送自動車の貸し出し

内容	歩行が著しく困難な方が、外出・通院等の際に使用できる移送用自動車を貸し出します。詳細は、千曲市社会福祉協議会へお問い合わせください。		
窓口	戸倉	戸倉地域福祉センター1F 居宅介護支援事業所	登録☎ 026-275-3100
	上山田地区	戸倉地域福祉センター2F 戸上デイサービスセンター	予約☎ 026-275-3655
	更埴地区	更埴デイサービスセンター	登録・予約☎ 026-247-8595

3 航空旅客運賃の割引

内容	各航空会社が国内路線ごと設定しています。身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者。事業者によって取扱いが異なる場合がありますので各航空会社へお問い合わせください。
----	---

4 有料道路(高速道路等)通行料・一般自動車道使用料の割引

内容	下記の手帳の交付を受けている障がい者が有料道路等を利用する場合に適用範囲内で割引があります。	
	対象者	適用範囲
	第1種身体障害者手帳	・自ら自動車を運転する場合 ・介護者が運転する車に同乗の場合
	療育手帳(A1・A2) 第2種身体障害者手帳	・介護者が運転する車に同乗の場合 ・自ら自動車を運転する場合
所有者	本人又は家族名義・当該重度障がい者を継続して日常的に介護している者	
割引率	50%以内	
手続に必要なもの	① 障害者手帳、療育手帳(手帳に証明シールを貼付します。) ② 車検証 ③ 運転免許証(本人運転の場合) ETCを利用される方は①～③の他に下記④～⑤必要 ④ ETC車載器セットアップ証明書 ⑤ 本人名義のETCカード(20歳未満の重度障がい者で、本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ、本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者または後見人名義のカードを含む。)	
オンライン申請	オンライン申請受付サイト: https://www.expressway-discount.jp ETC利用申請はオンラインでも手続きできます。手続き方法は上記URLをご確認ください。	
注意事項	自家用乗用車(10人以下の身体障害者輸送車含む)が対象で、営業用車両は対象外です。 車検証の所有者欄が個人名義であることが条件です。 割賦購入(ローン)または長期リース中はこの限りではありませんので、割賦契約書またはリース契約書をお持ちください。 レンタカー、借用自動車、タクシーでも割引を受けることができます。タクシーやレンタカーをご利用の場合は、事業者へ事前に確認してください。 本制度には有効期限があり、継続する場合、期限内の更新手続きが必要です。	
利用方法	料金所で障害者手帳の証明欄の提示またはETC使用で通過してください。	
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1271)	

5 自動車改造費用の助成

内容	身体障がい者の自動車の改造に要する費用の一部(上限10万円)を助成します。
対象者	次の要件を全て満たす方 (1) 市内に居住する18歳以上の身体障がい者 (2) 自らが所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる方 (3) 前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方
注意事項	改造を行う前に申請してください。予算には限りがありますので予めご相談ください。
手続に必要なもの	① 身体障害者手帳 ② 運転免許証 ③ 申請書 ④ 税務情報閲覧同意書 ⑤ 車検証 ⑥ 改造費の見積書 ⑦ 改造予定箇所の写真 ⑧ カタログの写し
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1273)

6 自動車運転免許取得費用の助成

内容	運転免許の取得に要した費用の一部(取得費の実支出額に2/3を乗じて得た額の1/2の額又は10万円のいずれか少ない額)を助成します。
対象者	取得年度において、市町村民税所得割額16万円以下の世帯に属する者で下記に該当する方 (1) 聴覚・平衡機能の障がい者で身体障害者手帳4級以上の方 (2) 音声・言語・そしゃく機能の障がいがある方 (3) 肢体不自由で特別な補助手段を要する方 (4) 療育手帳を交付されている方 (5) 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方
注意事項	教習を開始する前に申請してください。予算には限りがありますので予めご相談ください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1273)

7 駐車禁止規制の適用除外

内容	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾病医療受給者証(色素性乾皮症り患者のみ)の交付を受けている方に対して、駐車禁止除外指定車標章が交付されます。
対象者	手帳の障がい等級により対象者が定められております。
手続に必要なもの	① 申請書(警察署窓口にあります。) ② 各種手帳 ③ 運転免許証の写し
窓口	千曲警察署 交通課 ☎ 026-272-0110

8 身体障がい者補助犬の給付

内容	身体障がい者に身体障がい者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)が給付されます。
対象者	(1)盲導犬 視覚障がい1級の身体障害者手帳を交付されている方 (2)介助犬 肢体不自由障がい1級又は2級の身体障害者手帳を交付されている方 (3)聴導犬 聴覚障がい2級又は3級の身体障害者手帳を交付されている方 いずれも ・18歳以上で、県内に1年以上居住している方 ・身体障がい者補助犬を適切に飼育し、利用できる方
訓練等	身体障がい者補助犬を使用するための訓練を行うことが必要であり、この間の経費(交通費、食事代等)は、給付候補者の負担となります。 また、通常の身体障がい者補助犬の飼育、管理等に要する経費は、受給者の負担です。
手続に必要なもの	① 身体障害者手帳
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1272)

9 信州パーキング・パーミット制度

内容	公共施設や店舗などの施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正にご利用頂くため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。				
対象者	下記の表に該当の方。①は身体障害者手帳②は療育手帳③は精神障害者保健福祉手帳所持者です。				
	① 身体障がい者	区分	交付基準(手帳等級等)	発行の日から 5年以内	
		視覚障がい	4級以上		
		聴覚障がい	3級以上		
		ろうあ	3級以上		
		平衡機能障がい	5級以上		
		肢体不自由	上肢		2級以上
			下肢		6級以上
			体幹		5級以上
			脳原性		上肢機能
		移動機能			6級以上
		心臓機能障がい	4級以上		発行の日から 5年以内
		腎臓機能障がい			
		呼吸器機能障がい			
		ぼうこうまたは直腸の機能障がい			
		小腸機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい					
肝臓機能障がい					
② 知的障がい者	A1、A2				
③ 精神障がい者	1級				
④ 発達障がい者	歩行に介助等特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めたもの				
⑤ 難病患者	特定医療費(指定難病)受給者 特定疾患医療受給者 長野県特定疾病医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者 先天性血液凝固因子障害等医療受給者				
⑥ 高齢者	介護保険 要介護1以上	発行の日から 2年以内			
⑦ 妊産婦	母子健康手帳を取得した者 産後は2歳未満の子どもを同伴する場合に限る	母子健康手帳の 取得から出産 (分娩予定日)後 2年の間			
⑧ その他けが人または病気等の者	けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等に確認できる者	医師の診断書等 による必要期間 以内(最長で発行 の日から1年 以内)			
その他	重複障がいをお持ちの方は表のいずれかに該当していれば、交付を受けることができます。				
手続に必要なもの	市の窓口	① 障がい等が確認できる書類(各種障害者手帳等) ② 診断書(提出が必要な方)			
	窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1271)			
	郵送	① 申請書(下記窓口、または千曲市のホームページ上にあります。) ② 確認書類(身体障害者手帳など)の写し ③ 返信用切手(180円) 郵送先: 〒380-8570 (住所記載不要) 長野県健康福祉部地域福祉課 信州パーキング・パーミット制度 担当 宛			